

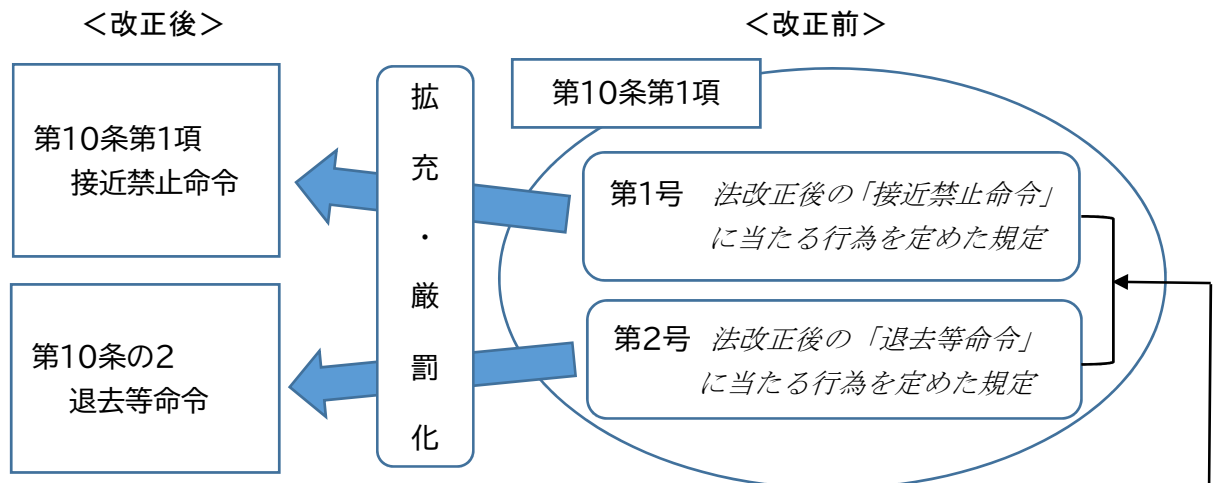
# 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について (令和6年第1回青森市議会定例会提出予定案件)

## 1 制定理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が、令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年条例第121号）及び青森市営住宅管理条例（平成17年条例第141号）に係る以下の項目について改正を行うため制定するものである。

## 2 条例に影響を及ぼす法改正部分

保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化がなされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の規定が改正され、これまで法の条文では使用されていなかった「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語が法において定義されることとなった。



※改正前は、法に「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語は規定されていない。

## 3 条例の主な改正内容

### (1) 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

医療費の助成対象となる「ひとり親家庭」については、条例第2条第2項において、父又は母の一方が、同項各号に定める状況にある児童を監護する家庭と定義しており、同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、父又は母の一方が同項に基づく改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為を受けている場合と規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行う。

### (2) 青森市営住宅管理条例の一部改正

市営住宅に入居するためには、親族と同居することが条件となっている。ただし、その例外として、条例第7条第2項各号に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、単身での入居が可能となっている。同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、同項に基づき裁判所がした改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為の申立てをした者についても例外として単身で入居できる旨規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行う。

## 4 施行期日

令和6年4月1日

## (1)青森市ひとり親家庭等医療費助成条例(案) (平成十七年条例第二百一十一号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「児童」とは、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚の者をいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかの状況に該当する児童（当該児童を監護しない父又は母（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者又は当該児童を監護しない父又は母の配偶者（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている者を除く。）の父母の一方が当該児童を監護している家庭をいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 父母の一方が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項<b>又は第十条の二</b>に規定する申立て（当該父母の他の一方からのものに限る。）により発せられた<b>これらの</b>規定による命令を受けていること。</p> <p>九 (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第三条～第十六条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「児童」とは、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚の者をいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかの状況に該当する児童（当該児童を監護しない父又は母（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者又は当該児童を監護しない父又は母の配偶者（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている者を除く。）の父母の一方が当該児童を監護している家庭をいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 父母の一方が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項_____に規定する申立て（当該父母の他の一方からのものに限る。）により発せられた<b>同項の</b>規定による命令を受けていること。</p> <p>九 (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第三条～第十六条 (略)</p>

(2) 青森市営住宅管理条例(案) (平成十七年条例第四百四十一号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第六条 (略)</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者<b>又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</b>でイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号<b>(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)</b>の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条<b>(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)</b>の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者</p> <p>ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項<b>又は第十条の二(これらの規定を配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を</b></p>	<p>第一条～第六条 (略)</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者_____でイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号_____の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条_____の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者</p> <p>ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項_____</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="325 360 775 533"> <u>む。</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの         </p> <p data-bbox="240 602 587 633">           第八条～第六十一条 (略)         </p>	<p data-bbox="895 360 1345 533">           _____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの         </p> <p data-bbox="810 602 1157 633">           第八条～第六十一条 (略)         </p>